

平成29年第7回芦北町農業委員会総会議事録

・開催日時 平成29年7月12日(水) 午前 9時30分

・閉会日時 平成29年7月12日(水) 午前 10時20分

・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室

・出席委員 24名

1番 宮島 正文	2番 浦川 敬次	3番 竹本 幸哉
4番 田口 宗一	6番 徳永 修一	7番 下山 國男
8番 一谷 代継	9番 宮原千代子	10番 才守 久
11番 平井 正宏	12番 阪口 修一	13番 立水 庄一
14番 小崎 良一	15番 草野 義雄	16番 蓑田 正志
17番 塚本 壽	18番 松原 茂喜	19番 坂口恵美子
20番 村上 久廣	21番 田口 昭広	22番 牧 正徳
23番 岡本 辰男	24番 井川 輝征	25番 片山 幸弘

・欠席委員 1名

5番 白畑 義美

・農業委員会事務局職員 出席者

事務局長 告畑 一彦

事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志

・議事

報告第20号 農地法施行規則第29条の規定による届出について

報告第21号 農地法施行規則第53条の規定による届出について

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

議案第25号 事業計画変更承認申請書審議について

議案第26号 農用地利用集積計画の審議について

発言者	要 旨
告畑局長	皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 それでは、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成29年第7回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 会議進行につきましては、会議規則第5条の規定により片山会長にお願いします。
片山会長	－会長挨拶省略－ それでは、早速、議案審議に入ります。 本日の、議事録署名委員は3番：「竹本」委員、6番：「徳永」委員にお願いします。 なお、5番「白畑」委員から欠席の報告があがっておりますのでお知らせします。 それでは議事に入ります。 報告第20号「農地法施行規則第29条の規定による届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第20号「農地法施行規則第29条の規定による届出」について、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。申請地の詳細については記載のとおりとなっております。申請人の住所氏名についても記載のとおりとなっております。転用目的は農業用機械の駐車場となっております。資料は2ページをお願いします。2ページの上の方に申請地とありますけれども、自宅の横になりまして、宅地並みの高さにかさ上げして農機具を置くということです。以上で報告を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明を「7番の下山委員」をお願いします。
下山委員	おはようございます。先日、局長と次長と立ち会で現場を確認しました。本人の自宅のすぐ横で、本人の土地であるということで、本人も田んぼを広げられたもので、コンバインとトラクターを購入して置く所がないということで、埋め立てられることは明白だということで、別に異状はないと思います。よろしくをお願いします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 報告第20号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということです。報告第20号については、これで終わります。

	次に報告第 2 1 号「農地法施行規則第 5 3 条の規定による届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第 2 1 号「農地法施行規則第 5 3 条の規定による届出に」について、農地法施行規則第 5 3 条の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 1 番、申請地の詳細、賃借人、賃貸人の詳細は記載のとおりとなっております。転用目的は携帯電話の無線基地局ということになっております。 2 番、申請地の詳細、賃借人、賃貸人の詳細は記載のとおりとなっております。転用目的は携帯電話の無線基地局ということでございます。 資料は、1 番は 2 ページ、2 番については 3 ページですが、現場を確認したところ、1 番については町道の横で、雑種地のような感じになっており、2 番も、雑種地のような感じで、他の無線基地局もたっているような状況でございます。以上で報告を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1 番の案件を「2 2 番の牧委員」をお願いします。
牧委員	事務局の立会のもと現地を調査しました。ここは 2 0 年位前に農道が出来まして、その時農道にかかって少し土地が残ったところが雑種地になっておりましたので、そこに無線基地局が建つわけですけれども、別に何の支障もないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	2 番の案件を「1 5 番の草野委員」をお願いします。
草野委員	事務局と一緒に行ってまいりました。〇〇地区は谷間に住居が密集している所でありまして、以前から電波の届かないところでありました。地区の人は喜んでおられます。場所は以前から雑種地のようなところでございまして、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 報告第 2 1 号につきまして、ご質疑ありませんか。 1 7 番、塚本委員。
塚本委員	これに反対ということではないのですが、これから先に農地に次々と無線基地局が建つ可能性は大になってくると思います。自動車の自動運転とか、IoT とかそういう社会の変化について無線基地局の需要が増してくるのではないかということですけれども、農地として今までずっと守ってきてあるのですが、もちろん色々異論もあるでしょうけれども、こうやって農地の中に作る、特に圃場整備したところ、今回は違いますけれども、に作るとなると、それぞれの農家の人たちの努力と負

	担といいますか、経費とかをされて出来ている訳ですので、こういうことが設置されるときには、その圃場整備の団体とか水利組合とか、そういう所に対しての配慮が必要になってくるのだと思います。今回は雑種地で整備もしてなくて、問題はほぼないとは思いますが、農家が守ってきたものを宅地にするというのがありますけれども、こうやって作った後は周囲の環境の整備というのには配慮しないというようなことでは困ると思います。そういう風なちゃんとした団体があるところにはそれなりの施設の利用料とかそういうのを負担するような考え方を提案していかないといけないのではないかなというふうに思っています。以上です。
片山会長	はい、只今のご質問について事務局よりお答えします。
川田次長	以前も、この無線基地局については農振に建った前例があるのですが、事務局としても、その話を聞いて、携帯電話の会社が相談に来られるのですが、できれば宅地とか農地以外の所に建ててくれと言っております。実際に〇〇地区に関しては、今回相談に来られたのですが、宅地に建てるということでした。宅地に建てる時には農業委員会には全然情報が来ないので、建てられる無線基地局が農地が何割、農地以外が何割とかはわからないのですが、農地以外を事務局としてはお願いしております。おそらく地権者との同意がとれないと建てられないと思います。しょうがなく基盤整備がしてあるところに建てられる場合もあると思いますけれども、農業委員会としては、そういうことは言って、意見も言いますが、許可とか不許可とかの判断は法律上できない届出になります。ということで事務局として意見を述べると立場でしております。
片山会長	18番、松原委員。
松原委員	塚本委員と同じ考えなんです。なぜかという、農地を整備するときは、もちろん国とか県の補助もあるのですが、農地を提供しているわけですよ。残地が残ったとしても、組合で整備して、残地が残っているものですから、その残地に鉄塔を建てる。その分についてもみんなが負担しているんですよ。それがわかってもらいたいと思うのですが、それに今は自分の土地だから鉄塔を所有者と契約するというのは、地区としてあまりいい気持ちはしないですね。〇〇地区の場合、農地に建った時も、一つの所は拒否されたんですね。一つはど真ん中に建っているんですね。やっぱりそれは今でも、私の方に来るんですよ。何であなたたちは文句言わなかったか。いやそれは届出で農業委員会も権利がないらしくてということで、でもこういうことは全国的にあるわけですので、会長が県の会議とかの時に、そういうことがあるというようなことを文書でぜひあげてもらいたいと思います。今後次々と鉄塔が建ってきて、残地であろうと組合で作って負担金をして土地を提供しているわけです。そういうようなことがあるわけですので、感情的な面がずっと残

	るんですよ、鉄塔を見るたびに。そういうことの無いように、できれば近くの畑地とか山とか電波の状況を調査していただいて、支障の無いような農地とか山林に鉄塔を建てていただきたいなというふうに思います。必ずしも、農地のど真ん中に建てなければ電波がうまくいかないというわけではないと思いますので、ぜひそのような配慮をですね、そして全国的に届出だけということであれば、県の農業会議のトップの方が国に申しあげるといような方向に行かないと、次々に塚本委員の言われるようなことが起きてくると思います、今後。ぜひそういう風な配慮をしていただきたいと思います。
片山会長	はい、１７番、塚本委員。
塚本委員	先程の事務局の方で、この件については農業委員会としては、報告だけだというように事でしたけれども、権限がないということですが、こういう問題は新たに出てくる問題ですね。過去になかった問題ですね。もっともっと箇所が増えていくはずですから、これは農業委員会としては問題が出たんだと、これから意見を喚起して対応を取っていかないといけないという問題だと思います。すでにちょっと話は違いますが、放棄地についてもですね、手遅れになると前回話をしたことがありますけれども、もうすでに手遅れ状態で、何か手を打たないと言っても、早急にはできないという状況に入りつつあると思いますので、出始める時は非意見を世間の意見としてボトムアップいただければというふうに思います。以上です。
片山会長	はい、松原委員、塚本委員のご意見を十分踏まえながら進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。 報告第２１号につきまして、他にご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第２１号については、これで終わります。 次に議案第２２号「農地法第３条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第２２号「農地法第３条の規定による許可申請書審議」について、農地法第３条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部１番、申請地の詳細、譲渡人、譲受人の住所氏名については記載のとおりです。譲渡人事由は「労力不足で耕作管理が困難なため売り渡す」、譲受人事由は「買い受け、経営規模拡大を図る」となっています。資料は４ページから６ページになります。５ページをお願いします。〇〇地区の一団の農地になっているところで、３箇所になります。これから耕作をするということになります。

	2 番。申請地の詳細、譲渡人、譲受人の住所氏名については記載のとおりです。譲渡人事由は「未登記整理のため」、譲渡人事由は「未登記整理のため」となっています。資料は7 ページから8 ページになります。8 ページの上の図をご覧ください。自宅すぐ近くの場所でごまいして、今回未登記整理の為申請を行ったということでごまいします。 3 番。申請地の詳細、譲渡人、譲受人の住所氏名については記載のとおりです。譲渡人事由は「高齢で耕作困難な為、売り渡す」、譲渡人事由は「自宅に近く、耕作に便利な為、買い受ける」となっています。資料は9 ページから10 ページになります。9 ページの上の図をご覧ください。自宅から山の方に50メートルくらい上の方にありまして、今も耕作されている状況でごまいします。 4 番。申請地の詳細、譲渡人、譲受人の住所氏名については記載のとおりです。譲渡人事由は「労力不足等により、耕作困難のため、売り渡す」、譲渡人事由は「自作地近隣で耕作に便利な為、買い受ける」となっています。資料は11 ページから12 ページになります。12 ページの上の図をご覧ください。町道の前後になりまして、面積もわずかなのですが、以前、譲渡人と譲受人が他の場所を売買した時に、この場所もお願いしていたのですが、その時に忘れていて、残地の部分が今回申請にあがっております。 使用貸借権設定の部1 番、申請地の詳細、貸人、借人の住所氏名については記載のとおりです。貸人事由は「経営移譲年金の特定対象処分農地から除外のため」、借人事由は「後継者として、引き続き耕作管理する」となっています。資料は13 ページから16 ページになります。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 所有権移転の部1 番の案件を「21 番の田口昭広委員」にお願いします。
田口昭広委員	現場は〇〇地区の半分荒れているような溝の所でごまいします。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思いますので、どうかご同意の程をよろしく願いいたします。
片山会長	2 番の案件を「6 番の徳永委員」にお願いします。
徳永委員	ただいま事務局から説明がありましたとおり、譲受人の住宅の側にありまして、耕作管理をしていたということで、今回売買という形をとって所有権移転するということでごまいしますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。
片山会長	3 番の案件は「13 番の立水委員」が関係しておりますので告畑事務局長にお願いします。立水委員が関係しておりますので一時退席をお願いします。

	－「立水委員」一時退席－
告畑局長	それでは説明いたします。7日に現地を確認してまいりました。現地は自宅の裏にございまして、50メートルくらい谷沿いに上ったところになります。きちんと管理されており何ら問題ないと思います。以上です。
片山会長	立水委員、着席をお願いします。 －「立水委員」着席－ 4番の案件を「3番の竹本委員」にお願いします。
竹本委員	特に申し上げることはございません。よろしくお願いします。
片山会長	使用貸借権設定の部1番の案件を「19番の坂口恵美子委員」にお願いします。
坂口恵美子委員	当日は立会できませんでしたが、後日行ってきまして、またいろいろとお話を伺いまして、農業者年金受給のための再設定ということで、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第22号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 「所有権移転の部」1番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 それでは、お諮りします。3番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 4番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権1番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

川田次長	議案第２３号「農地法第４条の規定による許可申請書審議」について、農地法第４条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 １番、申請地の詳細、申請人の住所氏名については記載のとおりです。転用目的は個人住宅です。資料は１７ページから１９ページになります。１９ページをお願いします。農地の広がりも１０ヘクタール未満であり、周囲の状況から、「中山間地域に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の農地」で「第２種農地（その他の農地）」に該当します。周辺の状況ですが、南側が県道で、東側、西側が住宅地に囲まれており、北側には農地が存在しますが、耕作放棄地であり、何ら問題ないと思われます。議案第２３号「１番」につきましては、「農地法第４条第６項各号」の不許可要件には該当しませんので、許可相当であると判断します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 １番の案件を「２１番の田口昭広委員」にお願いします。
田口昭広委員	何ら問題ないと思いますけれども、廃校になった〇〇小学校の近くです。隣は宅地で、そこがちょっと低いので泥を入れて埋め上げて作られるそうです。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第２３号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 １番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第２４号「農地法第５条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第２４号「農地法第５条の規定による許可申請書審議」について、農地法第５条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部１番。申請地の詳細、譲渡人、譲受人の住所氏名については記載のとおりです。転用目的は植林です。資料は２０ページから２２ページになります。２１ページの上の方をご覧ください。湯浦駅から約１４０メートルくらいの場所で、駅から３００メートル以内であれば第３種農地になります。立地条件としては

	第3種農地に該当するので原則許可ということになります。 2番。申請地の詳細、譲渡人、譲受人の住所氏名については記載のとおりです。転用目的は宅地拡張です。資料は23ページから25ページになります。24ページの上の方をご覧ください。宅地はすぐ近くで追認になりますけれども、合併浄化槽を設置しています。周囲の状況から、「中山間地域に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の農地」で「第2種農地（その他の農地）」に該当します。議案第24号、所有権移転の部1番、2番につきましては、「農地法第5条第2項各号」の不許可要件には該当しませんので、許可相当であると判断します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 所有権移転の部1番の案件を「20番の村上委員」にお願いします。
村上委員	事務局の説明どおりでございます。贈与で山林である為問題ないということでございまして、植林ということでございますので、何ら問題は無いと思いますのでよろしく願いいたします。
片山会長	2番の案件を「15番の草野委員」にお願いします。
草野委員	申請地は譲受人の土地の一部のような感じで、すでに合併浄化槽が設置をしておりますので、どうかお願いしたいと思っています。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第24号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 所有権移転の部1番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第25号「事業計画変更承認申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第25号「事業計画変更承認申請書審議」について、事業計画変更承認申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 1番。申請地の詳細、申請人の住所氏名については記載のとおりです。事業計画変更事由ですが、これは平成23年に5条申請が上がっています。その時の転用目

	的が、訪問介護事業所及び駐車場の計画でございました。平成２３年の８月２２日付で許可を受けております。そのあと事業計画を見直してデイケアサービス事業もしたいということで、１回目の事業計画変更承認が、平成２５年に上がっております。承認を受けたのが平成２５年の１０月２１日です。それから造成はされておりましたが、建物の着工は行われていない状況でした。完了や進ちょく状況報告をしてくれと言っていたのですが、人材が集まらないということで着工を待っていたということです。平成２６年に代表者が変わられて、この計画を再度検討したところ採算が合わないということになり、土地を購入しているため、どうしようかということになり、検討したところ太陽光発電施設を設置するという計画に至りまして、今回の２回目ですけれども、事業計画変更の申請をされたという経緯でございます。農地区分上は問題ないと思います。周辺の影響も同意を取っているので問題ない。後は計画通り行くのか事務局としても一番の懸念でありましたが、申請書を見る限り九州電力との売電契約も結んであり、工事にかかる費用も支払いは済んでいるというような状況でございまして、計画通りに事業が進むのではないかと考えております。資料ですが、２６ページから２８ページになりまして、２７ページの上の方をご覧ください。現況は造成済みで雑種地になっています。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 １番の案件を「２１番の田口昭広委員」にお願いします。
田口昭広委員	事務局から説明がありましたので、皆さんよろしくご理解のほどよろしくお願いいたします。また、太陽光発電施設をするに至っては近隣に迷惑をかけるような状況ではありませんので、どうかよろしくお願いいたします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第２５号につきまして、ご質疑ありませんか。 １７番、塚本委員。
塚本委員	太陽光発電はいいと思いますけれども、後の管理ですね。他の地区で聞くとところによりますと、太陽光発電を設置して後の管理が悪くて、草とか木とかが生えてそのまましてあると、管理者が遠いところですので、そういう状態が起こらないようなことをお願いします。以上です。
片山会長	はい、事務局より指導を徹底したいと思います。よろしくお願いします。 他に議案第２５号につきまして、ご質疑ありませんか。 ー「質疑なし」の声ありー

	それでは採決を行ないます。 1 番につきまして、ご異議ありませんか。 ―「異議なし」の声あり― 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 2 6 号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第 2 6 号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 賃貸借権設定の部、1 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻と野菜で、設定期間は、新規設定 1 0 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 2 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、野菜で、設定期間は、新規設定 2 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 3 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、たばこで、設定期間は、新規設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 4 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 5 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、再設定 7 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 使用貸借権設定の部、1 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定 5 年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。 2 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、生姜で、設定期間は、新規設定 5 年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。 3 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定 5 年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 2 6 号につきまして、ご質疑ありませんか。 ―「質疑なし」の声あり― それでは採決を行ないます。 賃借権設定の部 1 番につきまして、ご異議ありませんか。 ―「異議なし」の声あり―

異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。
2 番につきまして、ご異議ありませんか。
—「異議なし」の声あり—
異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。
3 番につきまして、ご異議ありませんか。
—「異議なし」の声あり—
異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。
4 番につきまして、ご異議ありませんか。
—「異議なし」の声あり—
異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。
5 番につきまして、ご異議ありませんか。
—「異議なし」の声あり—
異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。
使用貸借権設定の部 1 番につきまして、ご異議ありませんか。
—「異議なし」の声あり—
異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。
2 番につきまして、ご異議ありませんか。
—「異議なし」の声あり—
異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。
3 番につきまして、ご異議ありませんか。
—「異議なし」の声あり—
異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。
これで、本日の議案・報告について審議は終わります。